

『伝家の宝刀』の行方

広辞苑には、【伝家の宝刀】Ⅱ「代々家宝として伝わっている名刀。転じていよいよという時以外にはみだりに使用しない、とっておきの物・手段など」とある。これまで長らく、建設産業界と建設業行政にとって、建設業法一九条の3「不当に低い請負代金の禁止」と、同条の5（旧規定）「発注者に対する勧告」は、『抜かずの（適用しない）宝刀』と揶揄されてきた。

過去、バブル崩壊による景気悪化と「公共事業悪玉論」に代表される言われなき批判を受けるなか、建設市場規模は縮小の一途を辿った。結果的に増大する社会保障関係費を手当する代わりに公共事業関係費は減り続け、公共工事と民間工事の

価格競争は激しさを増した。

いわゆる「ダンピング（過度な安値競争）問題」だ。公共工物品質確保促進法（品確法）の影も形も見えなかった当時、価格以外の評価も加えて落札者を決める総合評価方式は自治体の公共調達に浸透していなかった。競争激化で疲弊した建設業界は、国土交通省が建設業法一九条の3や5を適用することに強い期待をかけ、複数の国土交通省幹部も伝家の宝刀を抜くことを模索した。

しかし結果的に「抜かないのが伝家の宝刀」という状況は変わることなく適用されることはなかった。そうしたなかで伝家の宝刀は、新たにもう一本増えることになる。

二〇二〇年十月、「著しく短い工

期による請負契約の締結禁止（一九条の5）」を盛り込んだ改正建設業法が施行された。これによって、「価格」と「工期」という二つのダンピング抑止のための枠組みが整った。そして今、不当に低い請負代金禁止を規定した「建設業法一九条の3」について建設業行政に新たな力を持たせようとする動きが急浮上した。

「適用」より「存在」

ではなぜ「一九条の3」は『抜かずの宝刀』だったのか。

六月末に開かれた中央建設業審議会・社会資本整備審議会建設部会の第二回基本問題小委員会。事務局の国土交通省は建設業法一九条

の3について、「原価に満たない金額での請負契約の締結を禁止する条文があるが、これに違反した場合は公正取引委員会が独占禁止法の枠組みで対応する建てつけになっている」と前置きしたうえで、「建設業での契約の適正化といった業行政の立場からの是正措置は不存在。行政の観点から何ができないかといった点も課題としてある」と説明した。

そのうえで、「一九条の3等に関して、建設業行政の観点から国土交通大臣・都道府県知事が、民間事業者に対しても勧告を行うことができるとできないか。その前段としての警告、注意などを行うことも行政指導として考えられる」と強調。更に違反行為を明確にするための類

型化の必要性にも言及した。

裏返せば現時点で一九条の3に関連して建設業行政は、調査と勧告、前段の警告や注意を行える仕組みを持つていなかった。

一方、不公正な取引の一つである不当廉売防止の役割を持つ公正取引委員会が、公共建設工事に係る低価格入札問題に対する独占禁止法の厳正な執行に踏み出したのは、二〇〇四年。同年九月、『公共建設工事における不当廉売の考え方』を公正取引委員会が公表したことで、公共建設工事の不当廉売判断基準が定まった。具体的には、落札価格が実行予算上の「工事原価（直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費）」を下回る価格であるかどうか一つの基準となった。

公正取引委員会は、低入札価格調査後に契約された公共建設工事に関する情報収集をこれまでに三回行い、公共発注者から提供された約五、〇〇〇件のなかから一〇件警告した。

ただ、新たに建設業行政の観点から国土交通大臣や都道府県知事に

よる民間事業者への勧告や、勧告に至らなくても警告や注意といった行政指導と企業名公表という新たな枠組みを設けることに対して、一部から強い警戒感も生まれた。発注者と受注者の間に存在する価格情報の非対称性が問題とされた。また、経済界・産業界全体でコンプライアンス（法令順守）の意識が非常に高まるなかでの企業名公表は大きな脅威と映った可能性もある。

しかし、「正当な契約交渉や商行為を必要以上に萎縮させる恐れがある」といった強い懸念や指摘を受け、今回の中間まとめでは「建設業を所管する国土交通大臣及び都道府県知事からの勧告対象に民間事業者を含めることを検討すべき」とこれまでの基本線を変えることはなかった。

更に、「警告や注意などの行政指導を円滑に行うため、不当に低い請負代金の禁止規定違反につながるおそれのある行為に関して、あらかじめ類型化して整理・公表することができるよう法令上の根拠規定を措置するとともに、不適切な契約に是正

措置を講ずるための組織体制についても整備すべき」と業行政への対応力強化の考えを鮮明に打ち出した。

独禁法で

破滅的競争抑止可能か

国土交通省が「業行政の立場からの是正措置は不存在」としたうえで新たな対応の必要性に言及した背景には、独占禁止法上の「不当廉売」と建設業界で問題となっている「ダンピング（過度な安値受注）」の構図とは事情が異なっていることがありそうだ。

基本問題小委の会合で独占禁止法に詳しいある委員は、「労務費を原資とする低価格競争を防止する仕組みと、独占禁止法の不当廉売とは距離がある」と断言。そのうえで、「（独禁法の不当廉売で）問題にしているのは特定業者の独占化防止。一方、建設業は出血競争と言われる破滅的競争が問題。独禁法の発想とは違う」と続けた。

公正かつ自由な競争を維持・促進することを目的にした独占禁止法で

は、公正で自由な競争以前の問題でもある、業界全体が共倒れにならない「破滅的競争」の防止と建設産業界での「分配と成長の好循環」実現のための対応は難しいという判断だ。

言い換えると、独占禁止法が競争の健全性に視点を置いているのに対し、労務費を原資とした破滅的競争に陥ることを抑止する目的の建設業行政では対応の判断も違う。

伝家の宝刀について、もう一つ注目すべき文言がある。一九条の3（不当に低い請負代金の禁止）、一九条の5（著しく短い工期の禁止）の対象が「注文者」であるのに対し、勧告など新たな対応の対象を「民間事業者」としたことだ。事実上、行政指導対象が拡大したと言える。バブル崩壊後、日本が失われた三〇年と言われた時代、建設業界は伝家の宝刀に淡い期待を寄せる局面が何度もあった。

果たして今後、制度・組織改正が進むなか、伝家の宝刀は、破滅的競争から建設産業を救い、持続可能な建設業に貢献できるのだろうか。